

令和 6 年第 1 回皆野町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
4 月 2 6 日（金）	
○開会及び開議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○町長挨拶	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	7
○行政報告	7
○町長提出議案の報告及び一括上程	7
○承認第 4 号の説明、質疑、討論、採決	8
・承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町税条例の一部を改正する条例）	
○承認第 5 号の説明、質疑、討論、採決	9
・承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	
○承認第 6 号の説明、質疑、討論、採決	1 1
・承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度皆野町一般会計補正予算（第 8 号））	
○承認第 7 号の説明、質疑、討論、採決	1 3
・承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号））	
○同意第 3 号の説明、質疑、討論、採決	1 4
・同意第 3 号 副町長の選任について	
○議決事件の字句及び数字等の整理	1 5
○閉 会	1 5

○ 招 集 告 示

皆野町告示第 4 2 号

令和 6 年第 1 回皆野町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 6 年 4 月 2 2 日

皆野町長 黒 澤 栄 則

1 期 日 令和 6 年 4 月 2 6 日

2 場 所 皆野町議会議場

- 3 付議事件
- (1) 専決処分の承認を求めることについて（皆野町税条例の一部を改正する条例）
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて（皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
 - (3) 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度皆野町一般会計補正予算（第 8 号））
 - (4) 専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号））
 - (5) 副町長の選任について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	新	井	健	司	議員	2 番	倉	林	郁	雄	議員
3 番	黒	澤	広	治	議員	4 番	大	塚	鉄	也	議員
5 番	林		太	平	議員	6 番	常	山	知	子	議員
7 番	若	林	光	雄	議員	8 番	新	井	達	男	議員
9 番	林			豊	議員	10 番	四	方	田	実	議員
11 番	内	海	勝	男	議員	12 番	宮	原	睦	夫	議員

不応招議員（なし）

令和6年第1回皆野町議会臨時会

令和6年4月26日（金曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、行政報告

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町税条例の一部を改正する条例）の説明、質疑、討論、採決

1、承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の説明、質疑、討論、採決

1、承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度皆野町一般会計補正予算（第8号））の説明、質疑、討論、採決

1、承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））の説明、質疑、討論、採決

1、同意第 3号 副町長の選任についての説明、質疑、討論、採決

1、議決事件の字句及び数字等の整理

1、閉 会

午前10時00分開会

出席議員（12名）

1 番	新	井	健	司	議員	2 番	倉	林	郁	雄	議員
3 番	黒	澤	広	治	議員	4 番	大	塚	鉄	也	議員
5 番	林		太	平	議員	6 番	常	山	知	子	議員
7 番	若	林	光	雄	議員	8 番	新	井	達	男	議員
9 番	林			豊	議員	10 番	四	方	田	実	議員
11 番	内	海	勝	男	議員	12 番	宮	原	睦	夫	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	黒	澤	栄	則	会計課長 兼 総務課長	白	石	純	一
教 育 長	新	井	孝	彦	参事兼 町民生活課長	新	井	敏	文
企画財政課長	嶋	田	政	則	健康課長 兼 産業観光課長	梅	津	順	子
福祉課長	青	木	陽	子	教育次長	太	幡	和	也
税務課長	橋	本	賢	伸		吉	岡	明	彦
建設課長	若	林	直	樹		三	橋	博	臣

事務局職員出席者

事務局長	山	田	厳	書記	黒	沢	倫	之
------	---	---	---	----	---	---	---	---

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（林 豊議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。これより令和6年第1回皆野町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長（林 豊議員） 本臨時会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。



◎町長挨拶

○議長（林 豊議員） 次に、本臨時会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 皆様、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和6年第1回皆野町議会臨時会を招集しましたところ、議員全員のご出席をいただき開会できますことに御礼を申し上げます。議員の皆様におかれましては、常日頃から地域づくり、まちづくりに熱心に取り組んでいただき、心から敬意と感謝を表します。

さて、本臨時会は、令和6年3月24日に私が町長に就任して以降、初めての議会でございますので、少しお時間をいただきまして、所信の一端を述べさせていただきたいと思います。

今後の町政運営のキーワードは3つ、対話、チャレンジ、幸せの向上です。1つ目の対話、まちづくりの主役は町民の皆様です。町民との対話なくしてまちづくりは進められません。任期4年間の最初の1年間は、特に対話に注力し、懇談会、企業訪問などを行い、今後の取組の礎としたいと考えております。そして、対話を通して町民の皆様が町政、まちづくりをより身近に感じ、人ごとではなく自分事として捉えていただきたいと思います。また、町民の代表である議員の皆様とも積極的に対話をしてまいります。行政と議会は車の両輪、町民の皆様の困り事、町の課題を的確に把握し、建設的な議論を重ねながら実効性のある取組を進めてまいります。

2つ目のチャレンジ、私たちを取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。今日のベストは、あしたのベストではないかもしれません。常によりよいものを目指してチャレンジし続けることが必要です。前例踏襲ではなく、温故知新、これまでの取組から新たな知見を得てこれからの生かしていく。私は、こつこつと小さなチャレンジを積み重ね、町の大きなわくわくにつなげていきたいと考えております。そして、チャレンジは行政だけに向けたものではありません。私が掲げるまちづくりの合い言葉は、みんなで皆野、まちづくりの主役である町民の皆様の自主的、主体的な取組も大いに期待し、積極的に支援してまいります。みんなで皆野を思い、関わり、よりよい皆野町をつくってまいりましょう。

3つ目の幸せの向上、全ての取組のゴールは町民の皆様の幸せの向上です。例えば観光客何万人達成が

ゴールではありません。そのうちどれだけの人が町内の飲食店等を利用するか、町に潤いをもたらしてもらえるのか、それをゴールとすべきです。どうすれば1か所ではなく2か所以上巡ってもらえるか、日帰りではなく宿泊をしてもらえるか、観光に限らず、産業の振興、福祉、教育の充実など、あらゆる分野において皆様と対話しながら知恵を絞って、幸せの向上をゴールとして形づくっていきたいと思います。

そして、その取組は皆野町という点ではなく、秩父地域の市町村等との線や面のつながりの中で進めることで、より大きな成果が得られるものと考えます。私は、そのつながりをつくる町の営業マンとして幅広く活動してまいります。任期の4年間はもちろん、中長期的な視野を持って、対話、チャレンジ、幸せの向上のサイクルを改善を重ねながら繰り返すことで、まちづくりの好循環を生み出してまいりたいと思います。

令和6年度の当初予算は、通常とは異なり、経常的な行政サービスの提供に必要な経費に絞った骨格予算として編成しております。現在、その骨格予算に、これからのチャレンジに向けた予算、政策的な経費を肉づけするための補正予算の編成作業を進めており、6月定例会での上程を予定しております。地元企業の支援の充実、空き地・空き家を活用した企業誘致の促進、町内外の人が集い交流するイベントの開催によるにぎわいの創出、他市町村、鉄道事業者等とも連携した観光の推進、出生数の増加と移住定住の促進、地域、民間とも連携した生きる力を育む教育の充実、誰もが利用しやすい公共交通の実現、高齢者の健康長寿と活躍の促進、地域の行事や活動の促進とその支援の充実、そして役場窓口サービスの向上など、取り組むべき課題は数多くあります。その課題解決に向け6月の補正予算に計上し、早期の着手を図りたいもの、今後の十分な対話を経た後に予算化を図るべきものなど様々ですが、まず町が動く、町から働きかけるという積極的な姿勢でこれからのまちづくりにチャレンジしてまいります。

チャレンジとは、前例のない試行錯誤。だからこそ、小さなチャレンジから始め、時には失敗から学ぶことも許容し、歩みを止めることなく、わくわくするまち皆野の実現に向かって邁進してまいります。町民の皆様、議員の皆様と共に、職員と力を合わせて全力で取り組んでまいります。どうぞご理解、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本臨時会の町長提出議案は、付議事件一覧表のとおり、副町長の選任を含む5件でございます。ご審議を賜り、承認、同意をいただきますようお願い申し上げます、挨拶といたします。



◎議事日程の報告

○議長（林 豊議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（林 豊議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、

3番 黒 澤 広 治 議員

4番 大塚鉄也 議員
を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（林 豊議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◇

◎行政報告

○議長（林 豊議員） 日程第3、行政報告をいたします。

執行部において行政報告がありましたら、報告をお願いいたします。
町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 行政報告を行います。

1点目として、第7期皆野町障がい者計画・障がい福祉計画・第3期皆野町障がい児福祉計画、2点目として第9期皆野町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、3点目として皆野町第4期健康みなもの21計画、4点目として第2期皆野町自殺対策計画、5点目として令和5年度教育委員会の事務執行に関する点検評価報告書をお手元に配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 豊議員） 執行部からの報告が終わりました。

これをもって行政報告を終わります。

◇

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（林 豊議員） 日程第4、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本臨時会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、議案は承認第4号から第7号の4件、同意第3号の1件、以上5件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については、要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



◎承認第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第5、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案で承認を求めますのは、皆野町税条例の一部を改正する条例でございます。令和6年度の地方税制改正に伴いまして、皆野町税条例の一部改正が必要となり、急を要するため専決処分をしたので、地方自治法の規定によりこの案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 豊議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 橋本賢伸登壇〕

○税務課長（橋本賢伸） 承認第4号 皆野町税条例の一部を改正する条例について、内容をご説明申し上げます。

令和6年度の地方税制改正に伴う皆野町税条例の主な改正は、個人住民税における特別税額控除、いわゆる定額減税の規定を新設することと、固定資産税における宅地等に対して課する固定資産税の特例措置を3年間延長する改正でございます。

改正条例本文14ページの次に添付いたしました新旧対照表により説明をいたします。なお、説明に当たりましては、法令改正による条項番号の改正や改正の影響が少ないものにつきましては、説明を省略し、主な部分について申し上げます。

新旧対照表の1ページを御覧ください。上段の第51条、2ページに移りまして、第71条、3ページ中段、第139条の3の改正は、町民税、固定資産税及び特別土地保有税の減免について、申請がない場合でも、町長が必要と認める場合に減免できることとするもので、災害時における税の減免を念頭にしたものでございます。

4ページに移りまして、第5条の2の新設は、今年1月に発生した能登半島地震により、住宅等について損失が生じた場合における雑損控除の特例を規定するものでございます。

6ページに移りまして、中段、第7条の5、7ページに移りまして、上段、第7条の6、9ページに移りまして、下段、第7条の7、16ページに移りまして、上段、第7条の8、これら4つの新設は、個人住民税における特別税額控除、いわゆる定額減税ですが、住民税の所得割の額から本人と配偶者を含む扶養親族1人につき1万円を減額する特例を規定するものでございます。

17ページに移ります。上段、第10条の2の改正は、根拠法令の改正に伴い、条項番号等の整理を行うものでございます。

19ページに移りまして、上段、第10条の3の改正は、新築の認定長期優良住宅のうち、区分所有に係る住宅についての減額措置の規定を新設するものでございます。

21ページに移りまして、中段、第11条から、25ページ下段、第15条までの改正は、改正前の宅地等土地に係る固定資産税の特例を令和8年度まで延長するものでございます。

26ページに移りまして、下段、第16条の3から29ページ下段の第20条の3までの7つの条の改正は、特別税額控除の算定に用いる所得割の額について、読替規定を新設するものでございます。

改正条例本文に戻りまして、13ページ下段、附則でございますが、第1条は、改正後の条例の施行期日を定めるものでございます。

14ページに移りまして、第2条は、固定資産税に関する経過措置を定めるものでございます。

以上、承認第4号の説明とさせていただきます。

○議長（林 豊議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより承認第4号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第4号は承認することに決定いたしました。



◎承認第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第6、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本議案で承認を求めますのは、皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。令和6年度の地方税制改正に伴いまして、皆野町国民健康保険税条例を一部改正することが必要となり、急を要するため専決処分をしたので、地方自治法の規定によりこの案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 豊議員） 税務課長に議案内容の説明を求めます。

税務課長。

〔税務課長 橋本賢伸登壇〕

○税務課長（橋本賢伸） 承認第5号 皆野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、内容をご説明申し上げます。

令和6年度の地方税制改正におきまして、国民健康保険税に係る後期高齢者支援分の課税限度額を引き上げる等の措置が講じられましたので、所要の改定を行うものでございます。

改正条例本文の次に添付をいたしました新旧対照表により説明いたします。新旧対照表1ページを御覧ください。上段、第2条第3項の改正は、後期高齢者支援分に係る課税限度額を22万円から24万円に引き上げるものでございます。

下段、第21条の改正は、後期高齢者支援分に係る減額の限度額を22万円から24万円に引き上げるものでございます。

2ページに移ります。第2号の改正は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において、被保険者の数に乗すべき金額を29万円から29万5,000円に引き上げるものでございます。

第3号の改正は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において、被保険者の数に乗すべき金額を53万5,000円から54万5,000円に引き上げるものでございます。

改正条例本文にお戻りください。附則でございますが、第1項は施行期日を令和6年4月1日に、第2項は改正後の条例の適用区分を定めるものでございます。

以上、承認第5号の説明とさせていただきます。

○議長（林 豊議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 今回の限度額を引き上げる理由について、1点。

それと、国保の後期高齢者支援等の課税額につきましては、令和6年度、今年度から世帯の所得割と被保険者均等割の合算額といいますか、この2方式に改定がされているかと思います。この中で所得割額につきましては、0.1%から0.8%に増額となっており、また被保険者の均等割につきましても、1人当たり7,200円が1万円と増額になっているかと思います。こうした中で令和5年度の限度額22万円に該当した世帯があるのかどうか、あったら何世帯ぐらいだったのか。今回、限度額を2万円引き上げて24万円にすることになった場合、何世帯ぐらいこの限度額に該当する世帯があるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（林 豊議員） 税務課長。

○税務課長（橋本賢伸） 11番、内海議員のご質問にお答えいたします。

限度額22万円を24万円に引き上げた場合の対象の世帯でございますけれども、申し訳ございません。今手元に資料がございませんので、確認をいたしましてご回答をいたしたいと思っております。少々お時間をいただきたいと思います。

それと、22万円から24万円に限度額を引き上げる理由でございますけれども、こちらにつきましては制度の改正に伴いまして、制度上の24万円に倣う形で引上げを行うものでございます。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時33分

○議長（林 豊議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長。

○税務課長（橋本賢伸） 11番、内海議員のご質問にお答えいたします。

令和5年度におきまして、こちらの限度額に該当する世帯、正確な数字は今持ち合わせてございませんけれども、数世帯あったと記憶してございます。引き上げた場合にどのぐらいかかるかという部分につきましても、正確な数字はないのですけれども、かかる世帯は多少あるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより承認第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第5号は承認することに決定いたしました。



◎承認第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第7、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度皆野町一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

令和6年3月27日、令和5年度皆野町一般会計補正予算（第8号）を専決処分したので、地方自治法の規定によりこの案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 豊議員） 企画財政課長に議案内容の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 嶋田政則登壇〕

○企画財政課長（嶋田政則） 承認第6号 令和5年度皆野町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正です。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,287万3,000円を追加し、総額を47億4,664万2,000円とするものです。

第2条は、繰越明許費の追加及び変更です。

2 ページから 4 ページが、第 1 表、歳入歳出予算補正です。

5 ページをお開きください。第 2 表、繰越明許費補正です。まず、款 2 総務費、項 1 総務管理費において、情報システム整備事業 766 万 8,000 円を追加しております。これは役場庁舎内の情報システムに関するもので、設定変更や機器の確保等に時間を要することが判明したため繰り越すものです。

その下、変更として款 2 総務費、項 3 戸籍住民基本台帳費の住民基本台帳システム・戸籍附票システム改修事業につきましては、繰越額を 824 万 2,000 円に変更しております。これはマイナンバーカードへのローマ字表記の追加に関して、国から仕様変更が示されたため対応するものです。

水色の仕切りの次からが、歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書です。予算に関する説明書 3 ページをお開きください。歳入からご説明いたします。款 2 地方譲与税からその下に続く各種交付金は、いずれも交付額の確定に基づくものです。

4 ページをお開きください。新たに追加するものとして、款 10 地方特例交付金、項 2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 28 万 9,000 円の追加は、コロナ禍の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者に対する固定資産税の特例措置を行うもので、その減収分が国から補填されるものです。

5 ページを御覧ください。下から 2 段目、款 18 寄附金、項 1 寄附金、目 2 教育費寄附金 650 万円の追加は、秩父市在住の方から寄附金をいただいたことによるものです。なお、寄附者から教育分野への活用を要望されていることから、皆野幼稚園の事業費へ 100 万円を、新学校給食センターの建設事業費へ 550 万円を充当いたします。

その下、款 19 繰入金、項 1 基金繰入金、目 4 財政調整基金繰入金 1,245 万 4,000 円の増額は、歳入歳出差引額の調整によるものです。

続いて、7 ページからが歳出です。なお、各費目の中で説明欄が空白の項目がございますが、これらは国県支出金等の確定等による財源の振替を行ったものです。

それでは、主なものについてご説明いたします。7 ページ中ほど、款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、節 22 償還金利子及び割引料 207 万 2,000 円の増額は、子育て支援関連の国県支出金について、精算による過年度返還金を計上したものです。

その下、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、節 22 償還金利子及び割引料 430 万 1,000 円の増額は、先ほど同様に新型コロナウイルスワクチン接種関連の国県支出金について、精算による過年度返還金を計上したものです。

8 ページを御覧ください。2 段目、款 13 諸支出金、項 2 基金費、目 1 財政調整基金費の財政調整基金積立金（積立分）100 万円の増額及び目 6 公共施設整備基金の公共施設整備基金積立金（積立分）550 万円の増額は、歳入でご説明した寄附金の受入れに伴うもので、それぞれ皆野幼稚園における事業執行の財源として財政調整基金へ、新学校給食センター建設事業の財源として公共施設整備基金へ積み立てるものでございます。これらの積立てにつきましては、令和 6 年度以降の予算において財源として取崩しをしていく予定でございます。

以上で令和 5 年度皆野町一般会計補正予算（第 8 号）の説明といたします。

○議長（林 豊議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより承認第6号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第6号は承認することに決定しました。



◎承認第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第8、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

令和6年3月27日、令和5年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を専決処分したので、地方自治法の規定によりこの案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 豊議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 梅津順子登壇〕

○町民生活課長（梅津順子） 承認第7号 令和5年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の承認を求めることにつきまして、内容をご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ695万7,000円を追加し、総額を12億3,172万2,000円とするものでございます。

水色の仕切りの次からが予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書となっております。これに沿ってご説明申し上げます。事項別明細書の3ページをお開きください。歳入でございます。款5県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金695万7,000円の増額は、特別交付金のうち県繰入金見込額の増額によるものでございます。

4ページをお開きください。歳出でございます。款1総務費、項3運営協議会費、目1運営協議会費20万4,000円の減額は、事業費確定によるものです。

上から3段目、款6保健事業費、項1特定健診事業費、目1特定健診事業費28万5,000円の減額は、事業実績に基づき減額するものです。

その下、款6保健事業費、項2保健事業費、目1疾病予防費11万8,000円の減額は、事業費確定によるものです。

最下段、款 9 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 3 償還金756万4,000円の増額は、令和 2 年度から令和 4 年度の普通交付金と、特別交付金のうち特定健診等負担金の精算による返還でございます。

以上、承認第 7 号の説明とさせていただきます。

○議長（林 豊議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これより承認第 7 号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第 7 号は承認することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 10 時 51 分

再開 午前 10 時 52 分

○議長（林 豊議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎同意第 3 号の説明、質疑、討論、採決

○議長（林 豊議員） 日程第 9、同意第 3 号 副町長の選任について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 黒澤栄則登壇〕

○町長（黒澤栄則） 同意第 3 号 副町長の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

副町長に長島弘氏を選任したいので、ご同意をいただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（林 豊議員） これより本件に対する質疑を行います。

1 番、新井健司議員。

○1 番（新井健司議員） 主な職歴の中にうたってはいないのですが、県への派遣等の実績がございましたら教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（林 豊議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 1 番、新井議員のご質問にお答えいたします。

この経歴の中には書いてございませんけれども、2 年間県への派遣がございます。

以上でございます。

○議長（林 豊議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより同意第 3 号 副町長の選任についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（林 豊議員） 起立多数です。

よって、同意第 3 号 副町長の選任については、同意することに決定しました。



◎議決事件の字句及び数字等の整理

○議長（林 豊議員） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第 45 条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理させていただきますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（林 豊議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会の宣告

○議長（林 豊議員） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和 6 年第 1 回皆野町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前 10 時 57 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年 月 日

議 長 林 豊

署 名 議 員 黒 澤 広 治

署 名 議 員 大 塚 鉄 也